

# 校内生活の約束

赤穂市立御崎小学校  
赤穂市立御崎小学校 PTA

(児童用)

## 3つの約束

- ◆ み みんなと気持ちのよいあいさつをしよう
- ◆ さ さっとそろえよう
- ◆ き きめた時間を守って行動しよう

- ① 登校班で8:00までに学校に着くように登校する。
- ② 廊下は右側を静かに歩こう。
- ③ 校内では、名札を付けよう。
- ④ 体操服は、学校で着替える(1・2時間目に体育のある日は着てきてもよい)。
- ⑤ 登校後は、勝手に校外へ出ない。
- ⑥ 学習に不必要な物は持ってこない(華美なものは控える)。  
(お金、おもちゃ、缶ペンケース、色ペン、シャープペンシル、修正液など)  
(キーホルダーは禁止、お守りは華美なものではなければよい)
- ⑦ 各クラスのボールは必ず元の場所に返す。
- ⑧ バランストレーナー・一輪車は、3年生以上の児童が使う。業間・昼休み・放課後、運動場で使用する。  
使用後は泥を落として元に戻す。モルックは体育倉庫付近や桜の木の下など、周りに人がいないところで行う。また、コンクリートのところでは遊ばない・走らない
- ⑨ コート全面を独占したサッカーは行わない。
- ⑩ 体育館は、先生がいるときのみ使用することができる。
- ⑪ 2階の東通路、教室テラスへは出ない。
- ⑫ 校門から出入りする(生け垣を踏み越えない)。
- ⑬ 1～2年生は地区で下校する。3年生以上は終業後複数で速やかに下校する。
- ⑭ 上ぐつ・下ぐつの使用を区別する。
- ⑮ トランプやオセロなどは、ルールを守って使う(雨の日ではなくても使ってもよい)。

# 校外生活の約束

赤穂市立御崎小学校  
赤穂市立御崎小学校 PTA

※放課後の出来事につきましては、子どもたちの自主性を尊重しつつ、まずは保護者間で状況を確認し合い、解決に向けてお話しください。

※放課後の過ごし方については、親の許可と責任のもとで行い、安全に細心の注意をはらってください。

① 校区外へは、4年生以上で以下の場所なら外出してもよい。

・必ず、保護者の許可をもらう。

・3年生以下は保護者と行動をともにする。

※【外出してもよい場所・条件】帰宅時刻に間に合うように施設を利用する

1 赤穂市立図書館・海浜公園（3人以上のグループで）

2 病院                      3 赤穂東児童館                      4 習い事

5 保護者が頼んだおつかい（赤穂東 中学校区内）

② 赤穂東児童館は保護者の許可があれば、1～3年生も友達だけで行ってよい。

※赤穂東児童館は、御崎小学校校区外であるため、児童館の外で遊ぶのは禁止です。外遊びをする場合は、校区内の公園を利用すること。

③ 赤穂東 中学校区内の魚釣りに限り、親の許可を得て3人以上で出かけてもよい。（4年生以上）

④ 道路の横断には細心の注意をはらい、必ず横断歩道を渡る。

⑤ 自転車は必ずヘルメットをかぶって正しく乗り、止める場所や止め方に十分注意する。

⑥ 決められた時刻までに帰宅する。（3月～9月は午後6時／10月～2月は午後5時）

⑦ 買い物の用事があるとき以外は店へ出入りしない。

⑧ 公園では、マナーを守って遊ぶ。（遊び方、ゴミ等）

・元沖公園・正保橋公園は、ボールを使って遊ばない（地域のルール）。

⑨ タブレット、スマートフォン等でインターネット、SNSを利用する場合は御崎小SNSのルールや家の約束を守る。

## 禁止です!!

① 自分や他者の安全（健康・心）を損ねる言動

② 子ども同士で飲食店やゲームセンターに入ること。

③ 物やお金のやりとりや貸し借り。

④ エアーガンやおもちゃのピストル等の有害玩具の使用。

⑤ 危険な場所での遊びや火遊び。

⑥ 路上での一輪車・スケートボード等の遊び・ボール遊び。

（交通の妨げになるような遊び方はしない）